令和２年３月３０日

各　位

（一社）東京都産業資源循環協会
会　長　　高　橋　　俊　美

廃プラ国内有効利用実証事業の参加者について（募集）

東京都は、当協会の要望を受け、当協会、（公財）東京都環境公社及びセメント会社と連携して、廃プラスチックの国内での新たな資源循環ルート構築に向けた実証事業を令和２年５月～令和４年３月に実施する予定です。

当協会では、このほどこの実証事業のうち第２期に当たる令和２年９月～令和３年３月の間の参加企業を募集します。

1.　参加資格

別紙１のとおり

2.　募集・採択の手順

別紙２のとおり

参加申込書は別紙３のとおり

3.　その他

(1) 第１期（令和２年５月～7 月）の参加企業は、昨年８月以降の協会の手続きで５社に決定済みです。［**この５社も第２期に参加する場合、改めて申込が必要です。**］

(2) 本事業の東京都のプレス発表は令和２年４月下旬に予定されています。
当募集は作業スケジュール上これに先立ち始めるものです。

(3) 第３期は令和３年４月～９月、
第４期は令和３年１０月～４年３月です。
それぞれ参加企業を募集します。

問合せ先：
（一社）東京都産業資源循環協会
専務理事　木村・深井
Email：info@tosankyo.or.jp

別紙 1

廃プラ国内有効利用実証事業（第２期）

（一社）東京都産業資源循環協会

参加資格

以下のいずれにも該当する企業

（1）当協会の正会員であること

（2）廃プラスチック類の中間処理（破砕・圧縮・梱包）業の許可を有すること

（3）（2）の施設を東京都内に有し、その施設で処理された廃プラスチックの処分をセメント会社に委託すること

（4）都内の中間処理施設への廃プラスチックの受入量が２０１８年４月～９月又は２０１９年４月～９月の６か月間で 1,000 t 以上あること（東京都条例等の報告・公表制度に基づき東京都又は八王子市の HP でこの受入量を確認できること）

（5）破砕・圧縮・梱包された廃棄物の性状・荷姿等が次のいずれにも該当すること

① 破砕された廃プラスチックは

ア．大きさが 150mm 以下であること

イ．発熱量は 28,000kJ/kg 以上であること

ウ．塩素濃度が 5,000mg/kg 以下であること

エ．プラスチック以外の異物の混入がないこと

② 大きさが３辺ともおおむね 1m にベール（bale 梱包）されていること

（6）中間処理施設から環境公社が運営管理する積替保管場所（中央防波堤内側埋立地内）までのベールの運搬は自社で行うこと。中間処理施設からの搬出時に台貫で搬出重量を計量すること

（7）電子マニフェストに対応していること

別紙２

廃プラ国内有効利用実証事業（第２期）

募集・採択の手順

令和２年４月１日～

・協会から参加資格（1）～（4）に該当すると思われる企業に募集案内を送付（約５０社）
・協会 HP に募集を掲載

↓

５月 15 日厳守

募集締切。その後協会で資格審査を実施

→ 不適合企業にはその旨連絡

↓

６月

適合企業に対し、セメント会社が中間処理施設に出向き、性状等を確認

→ 不適合企業にはその旨連絡。第３期に向けて改善

↓

７ 月上旬

適合企業が協会に令和２年９月～令和３年３月の間の処分希望量を提出

↓

７月中旬

・協会が調整して、各社の持込量を連絡
・各社は道県への事前協議書に必要な書類を作成

↓

７月下旬

都が、道県に対して事前協議書提出
各社と公社・収集運搬業者・セメント会社と処理委託契約を締結

↓

令和２年９月

処理開始

別紙 3

廃プラ国内有効利用実証事業（第２期）
参加申込書

申込締切日：令和２年５月 15 日

以下の□にチェックを入れて下さい。（１１項目全てにチェックが入ること）

□（1）当協会の正会員であること

□（2）廃プラスチック類の中間処理（破砕・圧縮・梱包）業の許可を有すること

□（3）（2）の施設を東京都内に有し、その施設で処理された廃プラスチックの処分をセメント会社に委託すること

□（4）都内の中間処理施設への廃プラスチックの受入量が２０１８年４月～９月又は２０１９年４月～９月の６か月間で 1,000 t 以上あること（東京都条例等の報告・公表制度に基づき東京都又は八王子市の HP でこの受入量を確認できること）

（5）破砕・圧縮・梱包された廃棄物の性状・荷姿等が次のいずれにも該当すること

① 破砕された廃プラスチックは

□ ア．大きさが 150mm 以下であること

□ イ．発熱量は 28,000kJ/kg 以上であること

□ ウ．塩素濃度が 5,000mg/kg 以下であること

□ エ．プラスチック以外の異物の混入がないこと

□ ② 大きさが３辺ともおおむね 1m にベール（bale 梱包）されていること

□（6）中間処理施設から環境公社が運営管理する積替保管場所（中央防波堤内側埋立地内）までのベールの運搬は自社で行うこと。中間処理施設からの搬出時に台貫で搬出重量を計量すること

□（7）電子マニフェストに対応していること

会社名	
役職・担当者名	
TEL	
E-mail	

（一社）東京都産業資源循環協会
Email：info@tosankyo.or.jp